

CSR研究会/2025年度報告書のポイント

**「SSB」を契機とした
持続的な企業価値向上のための
サステナビリティ情報開示のあり方」**

**2026年7月
企業活力研究所**

1. はじめに（テーマ設定の問題意識）

○ 新たなサステナビリティ情報開示基準(SSBJ基準)の導入

- SSBJ基準は、サステナビリティ基準委員会がISSB基準に準拠して策定し、内閣府令で位置づけ(2026年2月)
- 特に、有価証券報告書で、SSBJ基準準拠の情報開示を義務付け
(時価総額 3 兆円以上の東証プライム市場上場企業は、
2027年3月31日以後に終了する事業年度から。更に段階適用あり。)
- 第三者保証は適用開始の翌年度から（金融審WG報告）

※ CSR研究会では、この導入に向けた議論の状況を踏まえ、検討を実施

◎ この新たな制度の導入につき、どう理解し、どう対応するべきか？

具体的な疑問

Q1: 対象企業にとって、事務作業が増えるのではないか。

Q2: 多くの企業は、これまでもサステナビリティ情報開示に取り組んできた。開示内容のどこが異なることになるのか。

Q3: 異なるとすれば、サステナビリティ情報開示につき、どのように対応するべきか

具体的な疑問に対する結論の概略（1 / 2）

Q1: 対象企業にとって、事務作業が増えるのではないか。

- ▶ 対象企業に、開示事務の作業負荷の増加に対する懸念の声あり。
- ▶ しかし、「開示制度の趣旨」を踏まえ、**企業の信頼性を確保する手法**として、また**価値創造の手法**として、その積極的な活用方策があるのではないか。
- ▶ その際、情報の**開示対象の明確化**、**開示媒体の最適化**が有効。

Q2: 多くの企業は、これまでもサステナビリティ情報開示に取り組んできた。開示内容のどこが異なることになるのか。

Q3: 異なるとすれば、サステナビリティ情報開示につき、どのように対応するべきか

具体的な疑問に対する結論の概略（2 / 2）

Q1: 対象企業にとって、事務作業が増えるのではないか。

Q2: 多くの企業は、これまでもサステナビリティ情報開示に取り組んできた。

開示内容のどこが異なることになるのか。

- ▶ **SSBJ基準は、投資家向けの開示基準**（有価証券報告書での義務付け）
- ▶ **多くの日本企業**では、これまで、マテリアリティ(重要なリスク・機会)の選定基準として、**旧GRI基準を参照**。しかし新GRI基準では、内容に大きな修正あり。
- ▶ **新GRI基準**は、選定基準として、**重要性の判断軸でなく、選定プロセス**を規定。

Q3: 異なるとすれば、サステナビリティ情報開示につき、どのように対応するべきか

- ▶ SSBJ基準での「財務上重要なリスクと機会」を、**従来開示でのマテリアリティとは別のものとして整理**。
- ▶ 実務論点に関する対応策を整理（データ収集方法、予想影響の記載、第三者保証）

具体的な疑問と結論のポイント①

Q1: 対象企業にとって、事務作業が増えるのではないか。

- 対象企業から、開示事務の作業負荷の増加に対する懸念の声が聞かれる。
- 他方、企業の情報開示は、単なる義務ではなく、**企業の信頼性を確保するために不可欠な要素。**
- そこで重要なのは、**開示対象者(情報ユーザー)と開示媒体。**
 - ▶ **開示対象者**：多様なステークホルダーがありうるが、
主に、株主・資金提供者、取引先（バリューチェーン）、そして従業員。
 - ▶ **開示媒体**：開示対象者ごとに、適切な開示媒体を選定することが重要。

● 開示媒体の見直しにおける検討要素と整理の例

	法定開示 (SSBJ 基準を含む)	任意開示
情報ユーザー	● 株主・投資家	● マルチステークホルダー
媒体	● 有価証券報告書	● 統合報告書 ● サステナビリティレポート、ESG データブック等
重要性の評価軸	● 財務への影響	● 財務への影響 ● 社会・環境への影響（インパクト）
時間軸	● 現在・過去の実績 ● 短中長期で潜在的に 財務に影響を及ぼす情報	● 現在・過去の実績 ● 将来のストーリー ● 中長期目標

- 企業は、**持続的な価値創造の観点**からは、サステナビリティ課題の解決による**社会的な価値創造**と、**財務価値の創出**とを、**短期と中長期の時間軸**の視点から**同期**させていくことが必要。
- そのため、**経営戦略を策定して実行し、評価・開示を経て改善することが重要。**

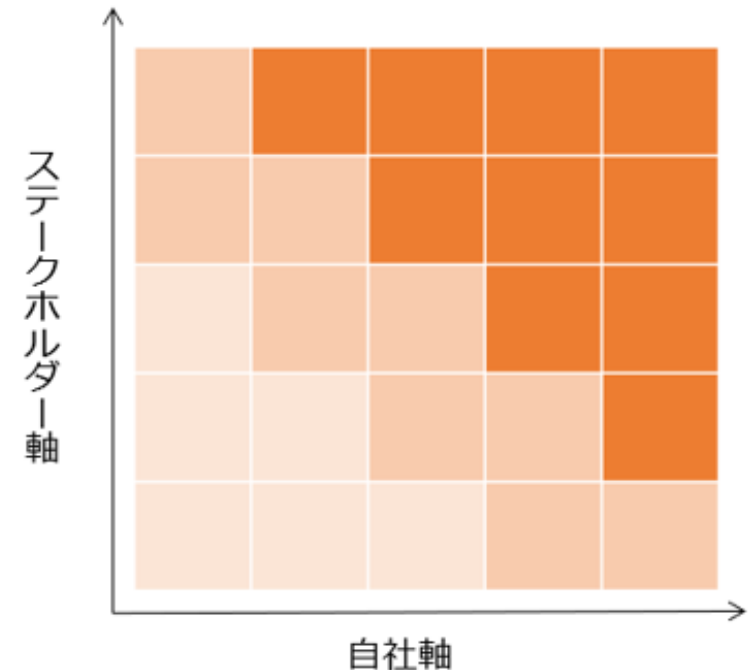
具体的な疑問と結論のポイント②

Q2: 多くの企業は、これまでもサステナビリティ情報開示に取り組んできた。開示内容のどこが異なることになるのか。

【論点】SSBJ基準が要請する「財務上重要なリスクおよび機会」に関する情報と、
これまで企業が特定してきている「マテリアリティ(重要事項)」に関する情報の関係

- 「マテリアリティ」の用語は、近年、サステナビリティ情報開示において、使用されている。
ただし、その定義は、場面によって意味が異なっている。
- 多くの日本企業の情報開示での使用法
 - ▶ 2018年GRIガイドラインの基準と類似
(「自社軸」、「ステークホルダー軸」の二軸での評価)
 - ▶ ただし、その「自社軸」の重要性の評価の範囲も、企業によって異なり、また曖昧である場合も多い。
 - ▶ 一方、2021年の最新GRIスタンダードの定義とは異なる。

日本企業における重要性の評価軸の例

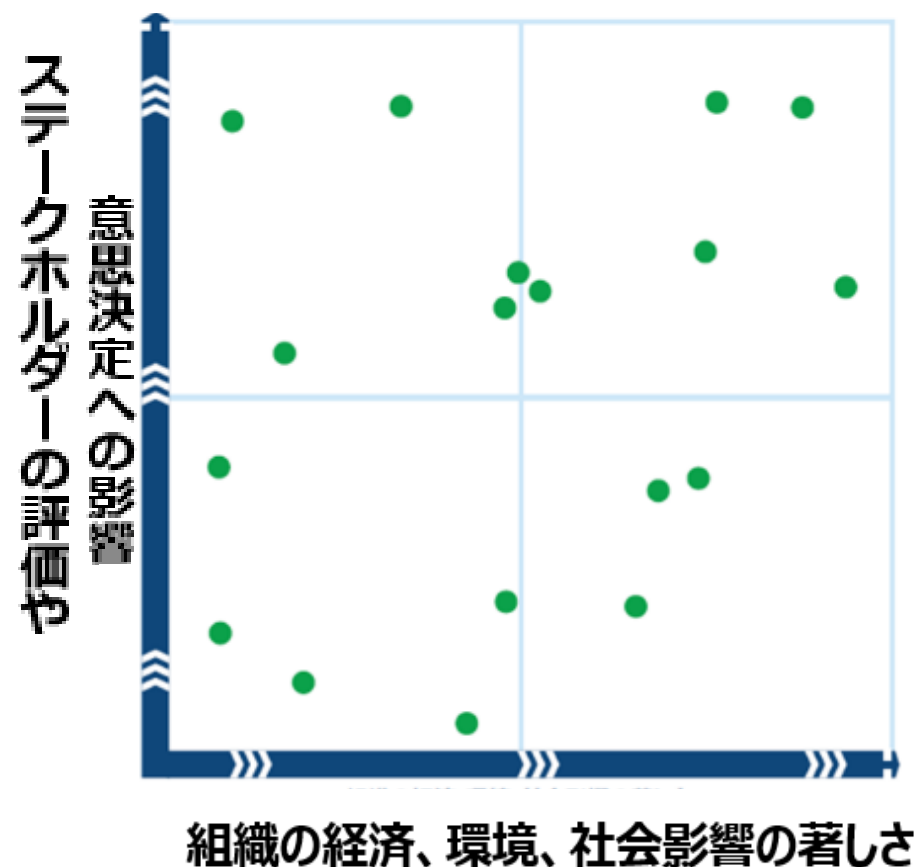


【「マテリアリティ」の決定に関する基準等の比較】

2018年GRIガイドライン

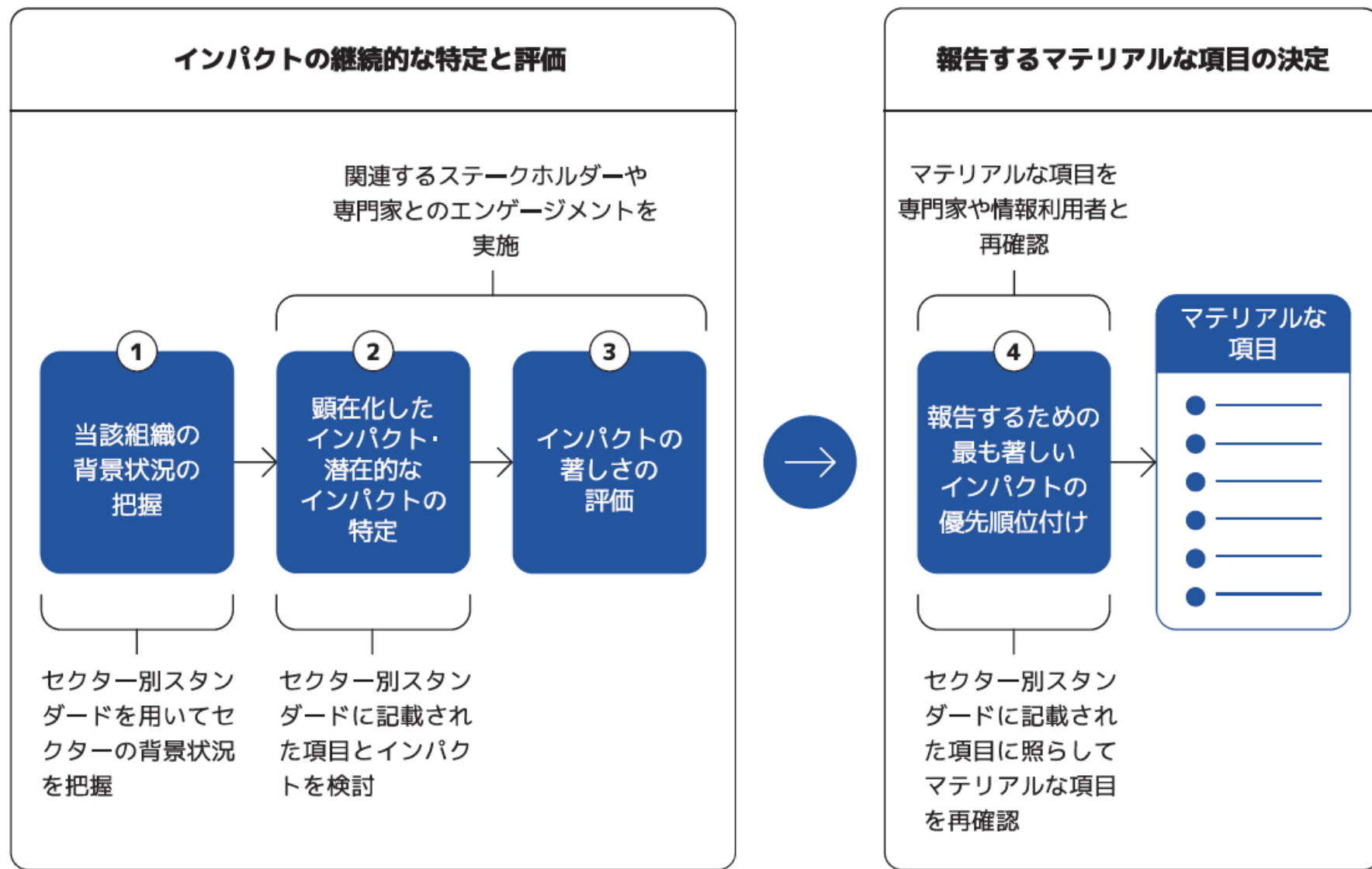
- GRI(Global Reporting Initiative)の基準は、2000年に初版。
- 2018年のGRIガイドラインは、二軸での重要性評価の方法を図示（右図）
- この方法は、多くの日本企業での情報開示の評価軸と類似。
- 現行GRIスタンダードでは、同様の評価軸は規定されていない。

2018年GRIガイドラインの「マテリアリティ」



2021年GRIスタンダード

- インパクトを評価して特定するという「プロセス」を提示（二軸での評価方法ではない）。



【参考1】「GRI」と「ISSB」の関係

1. 「GRI」と「ISSB」との関係の大枠

- 両者は、異なる目的を有する開示基準
 - ▶ **GRI** ○主に**ステークホルダー**向け
 - 企業の**社会・環境に与える影響[インパクト]**のうち**重要(マテリアル)**な項目の開示基準
 - ▶ **ISSB** ○主に**投資家**向け
 - 企業価値(特に財務価値)に影響する**サステナビリティ関連の重要なリスク・機会**の開示基準

2. 「GRI」と「ISSB」の類似性

- GRIの「マテリアルな項目」と、ISSBの「リスク・機会に関する情報」（後述）とは、類似性あり。
- いずれも、一律の評価基準を示すのではなく、それを**選定する「プロセス」**を重視。

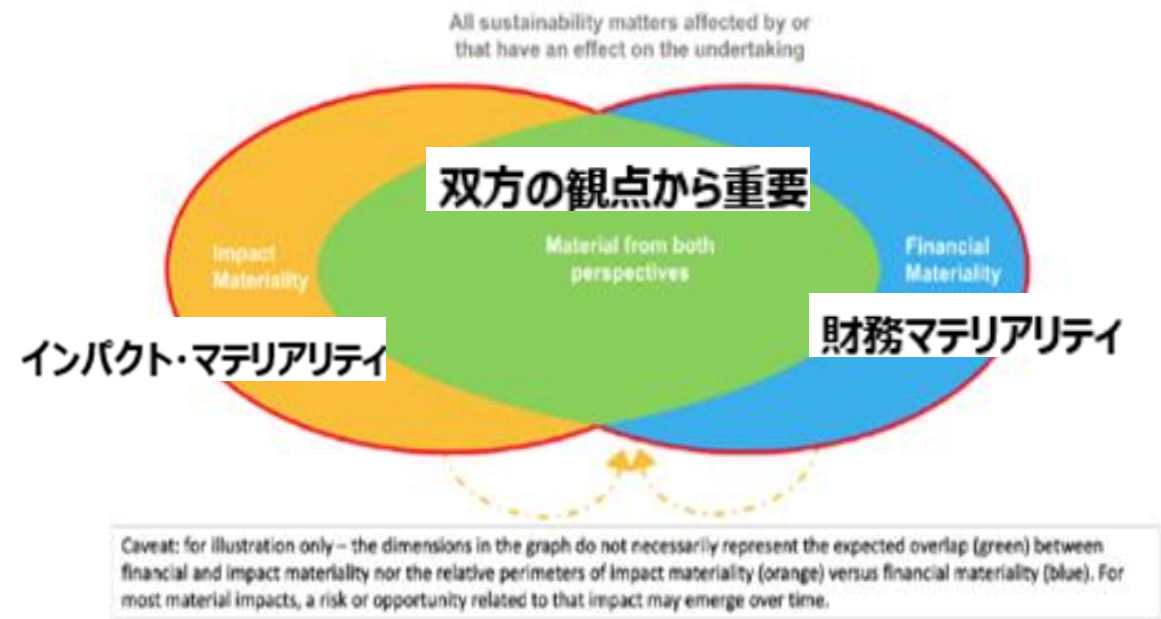
3. 近年の動き（「GRI」と「ISSB」の整合化）

- 近年、GRIとISSBは、相互補完関係を重視し、整合化を図る取り組みあり。
(2022年3月、2026年5月の共同声明)
- 具体的には、共通開示事項を特定し、整合化させる方針を提示。

【参考2】「シングルマテリアリティ」と「ダブルマテリアリティ」

- 両者は、一般的によく対比されて説明されているものの、対立する概念ではない
- シングルマテリアリティにおいて、その財務影響を適切に評価するためには、企業が外部に与えるインパクトや依存関係への理解が前提となる。
- ダブルマテリアリティの概念図においても、インパクト・マテリアリティと財務マテリアリティの接続性についての考え方が示されている。

ダブルマテリアリティの概念図
(EFRAG(欧州委への助言機関)による)



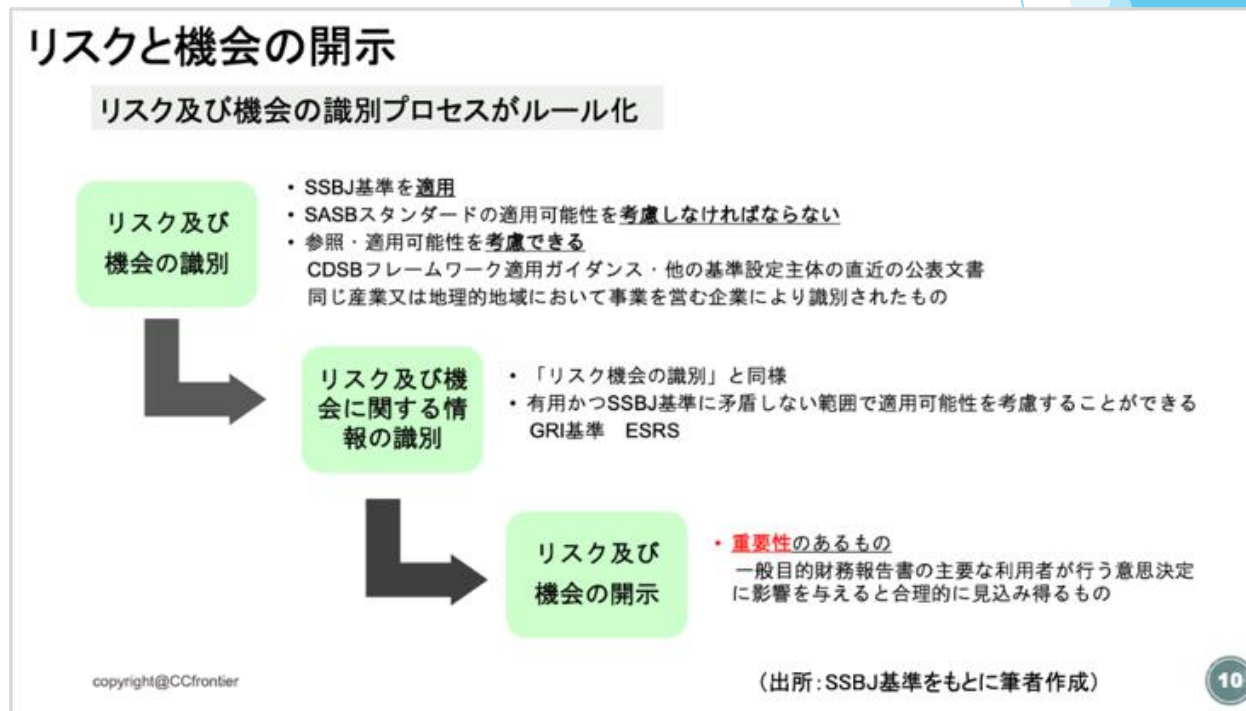
具体的な疑問と結論のポイント③

Q3: 異なるとすれば、情報開示につき、どのように対応するべきか。

(1) SSBJ基準に対応した開示（株主・投資家向けを対象とする情報開示）

- まず、重要事項の位置づけを整理すべき。
 - ▶企業が自社の判断に基づき定める「マテリアリティ」
 - ▶SSBJ基準が求める「財務上重要なリスクおよび機会」
- SSBJ基準に関しては、「リスク及び機会」の識別プロセスを踏まえること
その際、SASBスタンダードを考慮する必要あり。

SSBJにおけるリスクおよび機会の開示における識別プロセス



(2) すでに自社の「マテリアリティ」を特定している企業の対応方法

- 第一に、自社における「マテリアリティ」の定義を明確にすることが重要。
- その上で、**次の2つの関係を整理して、開示していくことが必要。**
(両者を区分して開示しても、①に集約してもよいが、双方の関係の整理が必要)
 - ① **SSBJ基準が定める「財務上重要なリスクおよび機会」**
 - ② **従来の情報開示をベースとした「マテリアリティ(マテリアルな項目)」**
- その際、有効な情報開示を行う観点からは、次が望ましい。
 - **媒体（又はそれぞれに対応する情報ユーザー）によって、戦略的に表現や内容を使い分けること**

(3) SSBJ基準開示に関する個別実務論点

① データ収集の手法

○収集するデータ： **重要性の観点から絞り込むことが重要**

⇒ ● 自社として重視する対象を絞り込み、データを選定

● 可能な限り、情報システムの導入を図る

(作業負荷低減、速報性向上、内部統制構造の構築のため)

○投資コミュニティの関心事項

● 開示数値そのものよりも、**情報の変化点**に関心がある

② 予想される財務的影響についての記載方法

○ 不確実性のレベルが高い情報

⇒ 定量的情報は必要なく、リソースに見合った範囲の情報を提供

(定量的情報を提供しない理由、財務的影響に関する定性的情報、
関連するリスク・機会/複合的影響に関する定量的情報の記載は必要)

<※ SSBJ一般開示基準 #19～22>

○ 投資コミュニティの関心事項

企業価値につながる経路とその確信度を高める情報

③ 第三者保証に関する企業側の対応

○ 記録準備を進める（情報収集の基準、推論・審議過程、実行状況等）

○ データ収集体制の構築と一体的に進めることが有効

CSR研究会報告書(2025年度)全体の構成

はじめに（背景・趣旨等）

第一部：サステナビリティ開示に関する基本的な考え方とSSBJへの対応のあり方

- 第1章 サステナビリティ情報開示を巡る法定開示の動向と日本企業の状況
- 第2章 サステナビリティ情報に関する開示戦略の基本的な考え方
- 第3章 SSBJ基準の要請を踏まえた「マテリアリティ」の開示の考え方
- 第4章 SSBJ基準への対応における実務上の個別論点に対する考え方

第二部：投資コミュニティの期待、企業の対応状況と実務上の論点

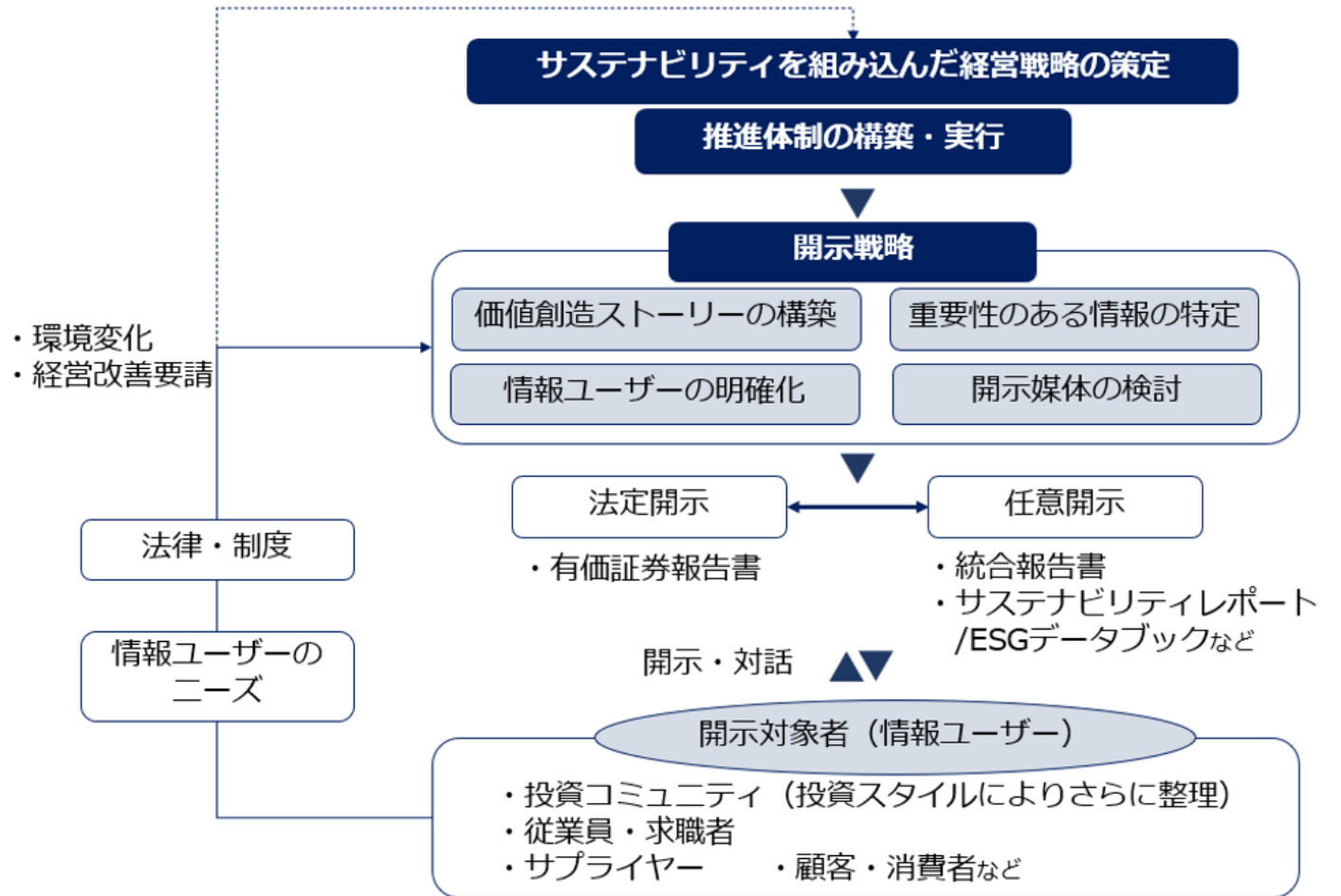
- 第5章 SSBJ基準導入に伴う法定開示強化への**投資コミュニティ**の期待と課題
- 第6章 **先行企業**におけるサステナビリティ情報開示・SSBJ基準への対応の状況と直面している実務上の課題
- 第7章 SSBJ基準の導入に伴うサステナビリティ保証の拡大に対する**保証機関**の対応状況と課題認識

第三部：提言

- 第8章 SSBJ基準の導入を契機とした持続的な企業価値向上のためのサステナビリティ情報開示のあり方について

提言【第3部】のポイント

1. **企業**は、CFO等の経営陣がサステナビリティを組み込んだ経営戦略の推進と情報開示の実施に主体的に関与し、
全社横断での推進体制を構築するべき
2. **企業**は、重要な開示対象者（情報ユーザー）となる投資家を明確化し、
開示前後での対話を通じて、事業戦略、
管理体制、開示戦略を検証・改善する
サイクルを回していくべき



3. **投資コミュニティ**自身も、企業に期待する開示のあり方について主体的に検討し、企業との対話を通じてフィードバックを行うべき
4. **規制機関や事業者団体、保証機関**は、企業競争力の強化に向けて、SSBJ基準への対応をはじめとする比較可能性を高めるための指針を整備するべき
5. **規制機関**は、積極的に制度設計のあり方の見直しや制度間の統合・整合化を推進し、開示がインセンティブにつながる環境を整えるべき

**この報告書の作成に当たり、
座長の加賀谷先生、研究会委員のみなさま、
インタビューに御協力いただいた企業のみなさまを始め、
多くのみなさまに御協力をいただきました。
この点につき、改めて深く感謝を申し上げます。**

(以 上)